

(陳受28第15号)

障がい表記へ改めることに関する陳情

受理年月日

平成28年3月11日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

我が国においても、障がい者に係る障がいを意味する文言について「障害」または「disorder」、「disabled」もしくは「disabilities」などと表記することが、障がい者差別の一環として禁忌されるようになってから久しいものでございます。そもそも、差別とは、行為者のそのつもりの有無を問わず、被行為者が被害者意識を持った時点で成立するので、やはり当事者たちの視点では差別と解されます。また、各種公文書等においても、常用外漢字を禁忌する動きが浸透しており、「漏洩」を「漏えい」に、「乖離」を「かい離」に、「島嶼部」を「島しょ部」などと表記を改めてから久しいものです。また、漢字の難易度のいかに問わず、正式な地方公共団体名などにおいても、「つくば市」、「つくばみらい市」、「ひたちなか市」、「かすみがうら市」、「さいたま市」など、あえて平仮名表記にしている箇所もふえています。とてもかわいらしく、すてきだと思いませんか。当初は、部分的または全ての平仮名表記に対して違和感を唱える声も多かったのですが、やがて浸透し、大変かわいらしい、親しみが持てる、優しい感じがする、などと言うぐあいに、好評を博しております。とてもすてきなことと存じ上げます。

そして、「障害」表記ですと、かねてよりのご指摘どおり、障がい者が「邪魔者」、「厄介な者」もしくは「何か得体の知れぬ怖い者」または障がい自体が「人様に対する社会的な障壁」かのような誤解を与えかねない表現であり、障がい者及びその介助者等の障がい当事者にも、長年にわたり相当程度の精神的苦痛を与えてきたのも事実でございます。とても、とても、苦しんでおるのであります。市、都及び国で、障がい者の障がいに係る「障害」表記等が、「～障害者手帳」、「東京都福祉保健局障害者施策推進部」、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課」及び「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」のごとく炸裂しています。非当事者の視点での共生社会などが連呼されておりますが、真摯にこれを目指すのならば、その基本である言葉の上での差別をなくすべきであります。

以上の趣旨から、市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。

記

- 1 障がい者に係る障がいを意味する文言において、日本語表記を「障がい」へ、外国語表記を「handicapped」へ改めること。
- 2 給付金等の福祉サービス、障害者手帳等の福祉制度、部署名または例規等もしくは法令に係る部分については、その機構改革または改廃もしくは制定時などの機会を利用して、徐々に改めること。
- 3 上記1及び2を求める意見書を、都及び国に対して提出されたい。